

栃木県教育委員会定例会会議録

平成29年12月19日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1番(教育長)	宇田	貞夫
2番	伏木由	佳子
3番	工藤	敬子
4番	陣内	雄次(欠席)
5番	岡	直樹
6番	吉澤慎	太郎

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教育次長	池田	聖
参事(高校再編推進担当)	丹羽	章泰
総合教育センター所長	軽部	幸治
総務課長	熊倉	精介
施設課長	坂入	武司
教職員課長	大島	政春
学校教育課長	中村	千浩
特別支援教育室長	中田	誠
生涯学習課長	鈴木	恵治
スポーツ振興課長	田代	哲郎
文化財課長	平野	裕
健康福利課長	野原	正祥
人権教育室長	関口	哲夫
児童生徒指導推進室長	伊澤	雅幸
学力向上推進室長	齊藤	正幸
競技力向上対策室長	岡田	雅人
世界遺産登録推進室長	佐藤	光正

3 午後3時00分、教育長及び委員4名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に5番岡委員を指名した。

5 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

6 報告

(1) 平成29年度地方教育行政功労者表彰及び教育者表彰(文部科学大臣表彰)について

教育長は、事務局からの説明は割愛する旨を告げた。

この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

- (2) 平成29年度学校給食表彰(文部科学大臣表彰)について
教育長は、事務局からの説明は割愛する旨を告げた。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- (3) 栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について
教育長から説明を求められ、教職員課長が説明した。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- (4) 「栃木県いじめ防止基本方針」の改定について
教育長から説明を求められ、児童生徒指導推進室長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 私立学校についても、県が一丸となって、同じ施策を進めていくということではどうか。

[事務局]

- ・ 「栃木県いじめ防止基本方針」の改定については、文書学事課を通じて各私立学校へも通知を発出した。県民を挙げて、いじめ防止に取り組んで参るという姿勢である。

[教育長]

- ・ 案内のとおり、県立学校については教育委員会であるが、私立学校については知事部局の文書学事課となるので、そちらと連携しながら取り組んでいく。

[委員]

- ・ 学校において実施した、生徒に対するいじめのアンケート調査の保存ルールはどうなっているのか。

[事務局]

- ・ 県内では、いじめのアンケート調査を年間平均5.5回ほど実施しており、各学校が文書管理規則に基づき保管している。

[委員]

- ・ 先般ニュースで見たのだが、調査を実施して、いじめの事実があったにも関わらず、生徒には「無かった」と言うとか、目の前でシュレッダーにかけてしまうとか、生徒自身がショックを受けているというようなことをやっていた。いじめている子、いじめられている子以外の生徒も見聞きしているのに、「いじめは無い」という状態にされてしまうのはおかしなことなので、その生徒が卒業するまでは保管しておくなど、明確なルールの基で、やっていただきたい。

[教育長]

- ・ この点については、これまで盲点だったということも若干あると思うが、

県としても考えていかなければならないことである。

〔委員〕

- ・ いじめの対策の内容について、このように書面で表すことは大切なことだと思うが、実際に現場で起こった時に、教員が具体的にどのように言葉をかけ、対応するのか、ケーススタディからその対処法を学ぶことも必要だと思う。
- ・ また、子どもたちがいじめの問題について自ら考えるということも今後は必要になってくると思うが、「いじめはいけない」など「～をしてはいけない」という学び方だと、もともと脳は否定形を理解できないと言われているので、「皆でいじめについて考えよう」という取組ではなくて、多様性を理解するとか、「皆が仲良くできる学級づくり」という形での取組が必要だと思っている。
- ・ この二点について、学校の現場ではどのように教育がなされているのか。

〔事務局〕

- ・ ケーススタディということでは、県教育委員会では「いじめの理解と対応」という冊子を県内全ての公立小中高、特別支援学校の教員に一人一冊配布している。冊子にはケーススタディ的なものも盛り込み、教職員研修等を活用し指導力向上に取り組んでいる。また、いじめの中でも特にネットトラブルについては学校でもかなり苦労しているので、昨年7月に事例集を作成し、冊子と同様に公立学校の全ての教員に配布した。
- ・ 否定的な言いまわしだと子どもたちが理解しづらいという点に関しては、市・町単位でサミット等の取組がある。「いじめはいけない」ということだけではなく、子どもたちが主体的にどう回避していくかを含めたケーススタディも行われている。大人が一方向的に「ダメ」というのではなく、子どもたちが主体的に学んでいくような機会に深い学びがある。本県で取り組んでいる学業指導は、集団づくりや授業づくりを通して学級集団を学びに向かわせることによって、結果としてその集団はいじめのない集団を目指すという前向きな取組である。その集団づくりを通して、自己肯定感を高めたりというような、学びに向かう集団になっていくと思うので、相互の関連を図りながら、県内で学業指導を推進しているところである。

〔委員〕

- ・ 以前も発言したことがあるが、認知件数のバラツキが非常に気になる。いじめの定義は明確に示されており、本県の場合、教員一人一人が冊子を持って対応しているのであるならば、そこまで差が出るのは考えにくいことなのではないか。学校の中で、チームとしてそれに当たっているというところ、学校長が、いじめに値するかしないかを判断しているのか。
- ・ いじめではないのに、いじめだと判断されてしまうと、その子は傷つくわけである。学校によって、地域によって、これだけの認知件数の差が出て来ってしまうのはなぜか。

〔事務局〕

- ・ 文部科学省によると、以前は、千人当たりのいじめ認知件数が3.5倍程

度であったが、今では1.9倍の差になっている。

- ・ 本県においては、学校にいじめ対策組織を設置しており、改定の趣旨である「認知」というところで、幅広くいじめを捉えて、きちんと対応するという部分、若しくは、組織で対応するために、個人が一人で抱え込むことなく、いじめであるか否かに関わらず、学校いじめ対策組織に全て報告した上で、組織としていじめであるか否かを判断するといった趣旨のものも具体的に今回の改定の中に盛り込んでいる。
- ・ 他県で「いじめでなくて喧嘩である」と個人が抱え込んだ結果、尊い命が失われたという反省を受けて、いじめ防止対策推進法が施行された経緯もあるので、そういった深刻ないじめに行き着かないように、学校いじめ対策組織に上げていただいた上で、いじめであってもなくても、組織として丁寧に対応していただくように、そういった改定を具体的に示したところである。

〔委員〕

- ・ 早期の段階から、ちょっとした可能性も摘んでいく目的で、情報を全て収集し、皆で検討するということは理解できるが、一番怖いのは麻痺である。何でもかんでも「いじめみたい」としてしまうと、本当に重要なものを見落としてしまうのではないか。ある程度、線引きをしておかないと、何でも集めておけば良いという発想になってしまうのではないかと危惧している。

〔教育長〕

- ・ 改定したばかりでもあるので、今後きちんと各学校、教員まで含めて、研修等を通じて徹底していくことは必要だと思う。ご指摘いただいたこと等、十分考えて対応していきたい。

- (5) 平成29年度栃木県中学校・高等学校運動部に関する調査結果について教育長から説明を求められ、競技力向上対策室長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 地域のスポーツクラブの内容は把握しているのか。

〔事務局〕

- ・ 昨年までは加入率しか聞いてなかったが、今年初めてどういう競技をやっているか聞いてみたところ、中学校男子はサッカーが一番多い。次に、人数で見ると硬式野球、それと運動部と兼ねている人が多いが剣道となっている。中学校女子はソフトテニス、剣道、卓球、バドミントン、ダンスが同じくらいの数字である。高等学校全日制については、男子が一番多いのはやはりサッカーだが、ほぼ同じくらいの数字で剣道、水泳となっており、あまり大きな差は無い。女子はダンスが一番多い。まだ単年であるので傾向は読み取れない。

〔委員〕

- ・ 今後、多様化してくる可能性があるので、学校の部活動あるいは学校外も含めて、何のスポーツが多いかというような傾向を知ることも必要になると思う。今回、初年度のデータが揃っているということで了解した。

[委員]

- ・ 今後、県としては部活動に関して、活発にさせていきたいと考えているのか。

[事務局]

- ・ スポーツ振興課としては、運動部活動については活発にしていきたいと考えているが、活動する生徒自身がやりたいと思ってやるのが一番であるので、必ずしも率を上げることが良いかと言うと一概には言えない。充実した活動を送る生徒が増えることが一番ありがたいと思う。

[委員]

- ・ 先日、日比谷高校の取組がテレビで放映されたのだが、日比谷高校は大学への進学率が目標ではなく、世界で活躍できるリーダーを育てることを目標としており、生徒の95%が部活動に参加している。それは、世界で通用するリーダーとなるために、リーダーシップやチームワークの力を育てる目的でやっているが、6時には下校している。
- ・ 本県でも、そういう目的を持って、教育委員会として取り組んでいくのか。教育委員会としては、そのデータを基に、どのような人材を育てるために、どのような目標を立ててやっていくのかということを考えないと、データを取っただけで終わってしまうのではないか。今後のテーマとして必要と感じている。

[事務局]

- ・ 部活動については、教員の多忙化の関係等もあるが、国の方でも「部活動のあり方ガイドライン」の策定作業をしている。本県においても並行して、有識者による検討委員会を設置し、国の結果を見てからにはなるが、ガイドライン等の策定も考えている。今回のデータ等も活かしながら、どのようにすればいいか考えていきたい。

[委員]

- ・ 地域のスポーツクラブというのは、学校外のスポーツクラブに参加している生徒の数だと思うが、今後学校に指導者が来るとか、学校の校庭などを使って活動するというようなスポーツクラブも出てくるのか。

[事務局]

- ・ まだ明確な方針等があるわけではないが、運動部については部活動指導員という外部指導者が入る制度が国の方でできているので、適任の方がいれば、スポーツクラブで指導している方に協力をしていただくこともあると思う。生徒数が減っていく中で、単独の学校で部活動が維持できなくなった時に、合同の部活動であるとか、あるいは地域のスポーツクラブの活用というのは検討に値するものと思っている。

〔委員〕

- ・ 学校訪問をすると、「我が校の部活動加入率は、こういう状況である」と校長先生が誇らしげに語る。それはその学校の生徒たちが活発に学校生活を送っているということなんだと思う。先日の総合教育会議で掘り下げた話をしてきたが、「部活動はあくまで任意である」ということであった。加入率を基に指導資料を作るということは、加入率が高い方が良いと捉えられてしまう。
- ・ 県内に、文化部が無い中学校があると聞いているが、何校くらいあるのか。あくまでも個人で主体的に活動していくものであるのに、運動部の方が素晴らしいという位置付けに見えてしまう。先ほど他の委員から意見があったように、リーダーシップを育てるといった、役に立つ面がいっぱいある。だが、今回の資料にも、参考程度に、文化部加入率が記載されているだけであり、事務局としてはどういった位置付けで部活動を捉えているのか。

〔事務局〕

- ・ 教育委員会としては、文化部が無い学校を調査していないので、把握していない。これに関しては、学校の考え方で文化部を設けていないものと思われるが、運動部だけが良いというわけではなくて、どちらも価値のあるものである。学校としては、生徒がどちらを選択しても良いように、どちらもあった方が良いとは個人的には思う。

〔委員〕

- ・ 部活動を通して子どもたちに何を学ばせたいのかというところが、事務局サイドで明確になっていないと、この先どのように部活動を捉えていくのかという話にはならない。部活動を教育の場として捉えるのであれば、何も運動部だけではなく、文化部も重要であって、その中で子どもたちが何を学んで、先生方がどのように関わっていくのかというところについて、コンセンサスを取る必要があると考える。

〔教育長〕

- ・ 部活動は学習指導要領にも位置付けられているので、教育委員会がそれに基づいて方針を作り、学校に下ろしていく。ただ部活動は顧問がいないと成立しないので、生徒たちから要望があっても顧問が全員他の部活の顧問に就いていたら、開設できない。既存の部活が優先になってしまう部分はあるが、学校や保護者の方々の意見等の中で部活動を絞って作っていくということはあると思う。ご意見いただいたように、生徒たちにとっても非常に重要な活動であるので、運動部にしても文化部にしても参加させていきたい。教科では得られないものがあると考えている。

〔委員〕

- ・ 今まで行った学校訪問の中で、人数が揃わないために他校の生徒と一緒にやっていると話を聞いたことがある。それは顧問の先生方の個人的な人間関係で一緒に行っているのか。

〔事務局〕

- ・ 中体連の大会に出るためだと思われる。人数が足りないので、隣の学校との合同チームで出場するというのが中体連の規定で可能なので、そのようにしていると思われる。

〔委員〕

- ・ あくまでそれは先生の判断である。例えば、6人で野球部を作り、人数が足りないから、近くの学校と一緒にやりたいと生徒が考えても、顧問の先生が相手の学校と話をしないとできないということか。

〔事務局〕

- ・ 顧問だけではなく学校同士の話なので、校長同士が十分理解し合って、顧問との協力でやっているものと思われる。

〔委員〕

- ・ 今後少子化になって、生徒数がどんなに減っても学校を残したいという学校が県内に増えていくと思う。そうすると、スポーツをやろうと思った時に、近隣の学校と合同でやらないと3年間のスポーツ活動が上手くできない。そこで、県教委が上手く仲立ちしてマッチングのようなことをやってあげられると、生徒にとっても良い学校生活を送れるのではないか。下から意見が上がってくるのを待つだけではなく、県教委として対応できると良いのではないかと思う。

〔教育長〕

- ・ そのことについては、首長さんから実際に切羽詰まった問題として、部活動ができないので子どもが他の町に引っ越してしまうということもあるので、一緒にできれば良いという意見も出ているところもある。ただ中体連のルールの中でやっているのではなかなか難しい。今後そういった事例が出てくると思うので、高体連・高野連も含めて考えていかなければならないと考えている。

7 教育長は、審議に移る旨を告げた。

8 第1号議案 平成30年度教育委員会事務局等職員定期人事異動基本方針について

第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 以前から思っているが、教育委員会事務局の席に座っている人を見た時に、女性は1人だけしか居ない。基本方針の中に、登用を図るとか色々書かれているが、10年後とか20年後でも女性の幹部職員は何%にするとか、具体的な数値目標を入れてはいかかがか。

〔事務局〕

- ・ 栃木県教育委員会では、女性活躍推進行動計画があり、その中で、管理的地位、課長級以上になる職員の占める女性職員の割合を目標として18%と設定しているが、現状では全体で16～17%くらいである。これは学校も含んでおり、校長や教頭を含んだの数値となる。ご意見をいただいた具体的な数値目標については、十分検討させていただきたい。

〔教育長〕

- ・ 年次計画でビジョンもあるので、方針よりも変更しやすい計画のほうに盛り込んでいくということも含めて検討していきたい。

〔委員〕

- ・ 教育委員を務めて5年になるが、毎年同じように見える。昨年と違うのは、一番最後のメンター制の導入だけではないかと思うくらい変化がない。「良い成果が出ているから昨年と同じで良い」ということであれば、何も言うことはない。「これに関してはこういう成果が出ている」という報告を添えた上で、「だから、今年もこれで行きます」というのであれば、説得力がある。そういうものが年次計画で出てくることを期待する。

〔事務局〕

- ・ 昨年度から変更した点は、ご指摘のあったメンターの部分はもちろんだが、子育て・介護等家庭環境への配慮の項目で、子どもが小学校低学年以下であるとか、常時介護が必要になる家庭の場合が盛り込まれたり、その上で、子育て等が一段落した女性職員については能力を最大限に発揮できる職場への配慮を積極的に行うということが付け加えられている。さらに、人事交流の推進では、交流の積極的な推進についても新たに盛り込まれたところである。
- ・ ご指摘いただいたとおり、今後、実際にどのような成果が上がっているのかを十分配慮した上で、検討していきたい。

9 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後4時14分、閉会した。